

令和元年11月1日
事務連絡

各 都道府県
指定都市
中核市 住宅担当部長 殿
福祉担当部長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長
国土交通省住宅局安心居住推進課長

「登録申請書の添付書類等の参考とする様式について」の一部改正について

平素より高齢者住宅施策の推進にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(令和元年厚生労働省・国土交通省令第4号)が令和元年11月1日に公布され、同年12月14日より施行されることを受けまして、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号。以下「法」という。)第5条第1項のサービス付き高齢者向け住宅事業の登録を受けようとする者が登録申請書に添付する書類等の作成にあたり参考とする様式を示した「登録申請書の添付書類等の参考とする様式について」(平成23年10月7日付事務連絡。以下「事務連絡」という。)の一部を、別紙の新旧対照表のとおり改正いたしました。

記

1. 事務連絡中別紙2について

改正前の国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号。以下「施行規則」という。)第7条第4号(改正後の施行規則第7条第2号)の「サービス付き高齢者向け住宅の加齢対応構造等を表示した書類」の参考とすべき様式として示した事務連絡中別紙2①及び②(以下「チェックリスト」という。)を、別添1のとおり改正しました。

登録の更新に際しては「サービス付き高齢者向け住宅の加齢対応構造等を表示した書類」を提出することとされており、これまででは、変更がない場合であってもチェックリストの中で建築士の署名押印を再度求めていたところですが、チェックリストの改正により、既に登録を受けている建物においては登録申請時から変更がない場合に限り、登録申請時に提出したチェックリストの写しの中で、変更がない旨をチェックボックスにて誓約することで足りることいたします。

令和元年12月14日時点で既に登録を受けている場合又は登録の申請をしている場合は、

次回更新時に登録申請時に提出したチェックリストの写しの末尾に、下記の文を追記して使用することも可能です。

「登録の更新を受けようとする建物の状況は、 年 月 日時点で、上記のとおりであることを誓約します。」

2. 改正前の事務連絡中別紙4について

施行規則の改正に伴い、改正前の事務連絡中別紙4（改正前の施行規則第7条第12号の「登録を受けようとする者等が法第8条第1項各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面」の参考とすべき様式）を削除いたしましたが、法第5条第1項の登録（同条第2項の登録の更新を含む。）を受けようとする者及び法第9条第1項に規定する登録事業者（以下「登録申請者等」という。）が法第8条第1項各号（以下「登録拒否要件」という。）に該当するか否かを確認する必要があるときは、必要に応じて登録申請者等に「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進について」（平成23年10月7日付け老高発第1007第1号、国住心第41号厚生労働省老健局高齢者支援課長、国土交通省住宅局安心居住推進課長通知）の別添2「暴力団排除に係る登録拒否要件の確認情報」の提出を求め、当該通知に基づき、登録拒否要件に係る照会を行いご確認ください。

3. 改正前の事務連絡中別紙5（改正後の事務連絡中別紙3）について

改正後の事務連絡別紙3（改正前の別紙5）の法第17条に規定する書面の作成にあたり参考とする様式である、「登録事項等についての説明」を別添2のとおり改正しましたので、貴職におかれましては、令和元年12月14日以後の登録申請の受付や登録事業者に対する指導等に際して、適宜ご活用ください。

以上

○登録申請書の添付書類等の参考とする様式について（平成23年10月7日付事務連絡）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">平成23年10月7日 事務連絡 (一部改正) <u>平成26年2月4日</u> <u>令和元年11月1日</u></p>	<p style="text-align: center;">平成23年10月7日 事務連絡</p>
<p>各 都 道 府 縿 指 定 都 市 中 核 市</p> <p>住宅担当部長 宛て 福祉担当部長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省老健局高齢者支援課長 国土交通省住宅局安心居住推進課長</p>	<p>都 道 府 縍 政令指定都市 中 核 市</p> <p>住宅担当部長 宛て 福祉担当部長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省老健局高齢者支援課長 国土交通省住宅局安心居住推進課長</p>
<p>登録申請書の添付書類等の参考とする様式について</p> <p>高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）第5条第1項のサービス付き高齢者向け住宅事業の登録を受けようとする者が登録申請に当たり申請書に記載する事項に係る留意点及び登録申請書に添付する書類等の参考とする様式について、以下のとおり作成したので、貴職におかれては、登録申請の受付や登録事業者に対する指導等に際して、適宜活用されたい。</p>	<p>登録申請書の添付書類等の参考とする様式について</p> <p>高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）第5条第1項のサービス付き高齢者向け住宅事業の登録を受けようとする者が登録申請に当たり申請書に記載する事項に係る留意点及び登録申請書に添付する書類等の参考とする様式について、以下のとおり作成したので、貴職におかれては、登録申請の受付や登録事業者に対する指導等に際して、適宜活用されたい。</p>
<p>記</p> <p>1 法第6条の申請書に記載する事項に係る留意点については、別紙1を参考とすること。</p> <p>2 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令・国土交通省令第2号）第7条第4号の「サービス付き高齢者向け住宅の加齢対応構造等を表示した書類」については、別紙2①又は別紙2②を参考とすること。</p> <p>(削除) ※登録申請書中に記載する事項であるため。</p>	<p>記</p> <p>1 法第6条の申請書に記載する事項に係る留意点については、別紙1を参考とすること。</p> <p>2 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令・国土交通省令第2号。以下「規則」という。）第7条第4号の「サービス付き高齢者向け住宅の加齢対応構造等を表示した書類」については、別紙2①又は別紙2②を参考とすること。</p> <p>3 規則第7条第10号の「法第7条第1項第6号及び第7号に掲げ</p>

<p>(削除) ※登録申請書中に記載する事項であるため。</p> <p><u>3</u> 法第17条の規定に基づき、登録事業者が、登録住宅に入居しようとする者に対し、入居契約を締結するまでに、登録事項等を記載した書面を交付して説明する際には、<u>別紙3</u>を参考とすること。</p> <p><u>4</u> 登録申請受付時に、入居契約が登録基準に適合しているか否かを確認するに当たって参考とするチェックリスト（<u>別紙4</u>）を作成したので、適宜活用すること。</p>	<p>る基準に適合することを誓約する書面」については、別紙3を参考とすること。</p> <p><u>4</u> 規則第7条第12号の「登録を受けようとする者等が法第8条第1項各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面」については、別紙4を参考とすること。</p> <p><u>5</u> 法第17条の規定に基づき、登録事業者が、登録住宅に入居しようとする者に対し、入居契約を締結するまでに、登録事項等を記載した書面を交付して説明する際には、<u>別紙5</u>を参考とすること。</p> <p><u>6</u> 登録申請受付時に、入居契約が登録基準に適合しているか否かを確認するに当たって参考とするチェックリスト（<u>別紙6</u>）を作成したので、適宜活用すること。</p>
--	---

別紙2①

加齢対応構造等のチェックリスト

【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第34条第1項第1号から第9号に規定する基準】

1. 申請事業の内容

新築 改修

既存の建物の改良(用途の変更を伴うものを含む。)により整備されるサービス付き高齢者向け住宅に係る法第5条第1項の登録が行われる場合において、建築材料又は構造方法により、法第54条第1号□に規定する基準をそのまま適用することが適当ないと認められる加齢対応構造等である構造及び設備については、別紙2②の基準が適用されることがあります。この判断は登録主体によって行われますので、ご留意ください。

2. バリアフリー基準への対応状況

□のある欄は、該当するものを
■に置き換えてください

□を■に置き換えてください
自由欄はなるべく具体的に記述してください

添付資料の
対応箇所等

住宅の規模、構造及び設備に関する基準	対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・該当ページ
A 【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第34条第1項第1号から第8号に規定する基準】			
一 床は、原則として段差のない構造のものであること。	□ 適合 <input type="checkbox"/> 非適合	B(高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第34条第1項第9号に規定する基準)の1(1)、2(1)、2(3)記載参照	
二 廊下の幅 主たる廊下の幅は、七十八センチメートル以上 (柱の存する部分にあっては、七十五センチメートル以上)	□ 適合 <input type="checkbox"/> 非適合	Bの1(2)記載参照	
三 出入口の幅 主たる居室の出入口の幅は七十五センチメートル以上	□ 適合 <input type="checkbox"/> 非適合	Bの1(2)記載参照	
浴室の出入口の幅は六十センチメートル以上	□ 適合 <input type="checkbox"/> 非適合		
四 浴室 浴室の短辺は百三十センチメートル以上 (一戸建ての住宅以外の住宅の用途に供する建築物内の住宅の浴室にあっては、百二十センチメートル以上)	□ 一戸建て <input type="checkbox"/> 一戸建て以外 □ 適合 → □ 非適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 浴室の短辺 cm	
面積は二平方メートル以上 (一戸建ての住宅以外の住宅の用途に供する建築物内の住宅の浴室にあっては、一・八平方メートル以上)	□ 一戸建て <input type="checkbox"/> 一戸建て以外 □ 適合 → □ 非適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 浴室の面積 m ²	
五 住戸内の階段の各部の寸法は、次の各式に適合すること。			
T≥19.5 (T:踏面の寸法)	□ 適合 <input type="checkbox"/> 非適合	Bの1(3)記載参照	
R÷T≤22÷21 (R:けあげの寸法)	□ 適合 <input type="checkbox"/> 非適合		
55≤T+2R≤65	□ 適合 <input type="checkbox"/> 非適合		
六 主たる共用の階段の各部の寸法は、次の各式に適合すること。		Bの2(2)記載参照	
T≥24 (T:踏面の寸法)	□ 適合 <input type="checkbox"/> 非適合		
55≤T+2R≤65 (R:けあげの寸法)	□ 適合 <input type="checkbox"/> 非適合		
七 以下には手すりを設けること		Bの1(4)記載参照	
便所	□ 適合 <input type="checkbox"/> 非適合		
浴室	□ 適合 <input type="checkbox"/> 非適合		
住戸内の階段	□ 適合 <input type="checkbox"/> 非適合		
八 階数が三以上である共同住宅の用途に供する建築物には、原則として当該建築物の出入口のある階に停止するエレベーターを設置すること。	□ 適合 <input type="checkbox"/> 非適合	Bの2(3)記載参照	

住宅の規模、構造及び設備に関する基準	対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・ 該当ページ	
B 【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第34条第1項第9号に規定する基準】				
1 住宅の専用部分に係る基準				
<p>イ 日常生活空間(高齢者の利用を想定する一の主たる玄関、便所、浴室、脱衣室、洗面所、寝室(以下「特定寝室」という。)、食事室及び特定寝室の存する階(接地階(地上階のうち最も低い位置に存する階をいう。)を除く。)にあるバルコニー、特定寝室の存する階にあるすべての居室並びにこれらを結ぶ一の主たる経路をいう。以下同じ。)内の床が、段差のない構造(5mm以下の段差が生じるものを持む。以下同じ。)であること。 ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。</p> <p>① 玄関の出入口の段差、くつずりと玄関外側の高低差を20mm以下とし、かつ、くつずりと玄関土間の高低差を5mm以下としたもの</p> <p>② 玄関の上がりかまちの段差</p> <p>③ 勝手口その他屋外に面する開口部(玄関を除く。以下「勝手口等」という。)の出入口及び上がりかまちの段差</p> <p>④ 居室の部分の床のうち次に掲げる基準に適合するものとその他の部分の床の300mm以上450mm以下の段差</p> <ul style="list-style-type: none"> a 介助用車いすの移動の妨げとならない位置に存すること。 b 面積が3m²以上9m²(当該居室の面積が18m²以下の場合にあっては、当該面積の1/2)未満であること。 c 当該部分の面積の合計が、当該居室の面積の1/2未満であること。 d 長辺(工事を伴わない撤去等により確保できる部分の長さを含む。)が1,500mm以上あること。 e その他の部分の床より高い位置にあること。 <p>⑤ 浴室の出入口の段差で、20mm以下の単純段差(立ち上がりの部分が一の段差をいう。以下同じ。)としたもの又は浴室外内の高低差を120mm以下、またぎ高さを180mm以下とし、かつ、手すりを設置したもの</p> <p>⑥ バルコニーの出入口の段差。ただし、接地階を有しない住戸にあっては、次に掲げるもの並びにバルコニーと踏み段(奥行きが300mm以上で幅が600mm以上であり、当該踏み段とバルコニーの端との距離が1,200mm以上であり、かつ、1段であるものに限る。以下同じ。)との段差及び踏み段とかまちとの段差で180mm以下の単純段差としたものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 180mm(踏み段を設ける場合にあっては、360mm)以下の単純段差としたもの b 250mm以下の単純段差とし、かつ、手すりを設置できるようにしたものの c 屋内側及び屋外側の高さが180mm以下のまたぎ段差(踏み段を設ける場合にあっては、屋内側の高さが180mm以下で屋外側の高さが360mm以下のまたぎ段差)とし、かつ、手すりを設置できるようにしたものの <p>□ 日常生活空間外の床が、段差のない構造であること。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 玄関の出入口の段差 ② 玄関の上がりかまちの段差 ③ 勝手口等の出入口及び上がりかまちの段差 ④ バルコニーの出入口の段差 ⑤ 浴室の出入口の段差 ⑥ 室内又は室の部分の床とその他の部分の床の90mm以上の段差 	<p>□ 基準範囲内で適合 →</p> <p>□ 基準範囲を超えて非適合 →</p>	<p>□ ①～⑥を除く日常生活空間の床に、5mm高を超える段差が生じない</p> <p>□ ①～⑥該当なし</p> <p>□ ①～⑥該当あるが下記のとおり適合</p> <p>□ ①～⑥該当あり下記のとおり非適合</p>		
	① 玄関の出入口の段差、くつずりと玄関外側の高低差を20mm以下とし、かつ、くつずりと玄関土間の高低差を5mm以下としたもの	<p>□ 該当部位なし</p> <p>□ 段差あるが左欄許容範囲内 →</p> <p>□ 段差があり左欄範囲を超える →</p>	<p>※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 くつずりと玄関外側の高低差 mm くつずりと玄関土間の高低差 mm</p>	
	② 玄関の上がりかまちの段差	<p>□ 該当部位なし</p> <p>□ 該当部位あり</p>		
	③ 勝手口その他屋外に面する開口部(玄関を除く。以下「勝手口等」という。)の出入口及び上がりかまちの段差	<p>□ 該当部位なし</p> <p>□ 該当部位あり</p>		
	④ 居室の部分の床のうち次に掲げる基準に適合するものとその他の部分の床の300mm以上450mm以下の段差	<p>□ 該当部位なし</p> <p>□ 該当あり 左欄a～e許容範囲内 →</p> <p>□ 該当あり 左欄a～e範囲を超える →</p>	<p>※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 段差部位の面積 m² (居室全体の面積 m²) 段差部位長辺の長さ mm 段差部位がその他より □ 高い □ 低い</p>	
	⑤ 浴室の出入口の段差で、20mm以下の単純段差(立ち上がりの部分が一の段差をいう。以下同じ。)としたもの又は浴室外内の高低差を120mm以下、またぎ高さを180mm以下とし、かつ、手すりを設置したもの	<p>□ 該当部位なし</p> <p>□ 段差あるが左欄許容範囲内 →</p> <p>□ 段差があり左欄範囲を超える →</p>	<p>※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 □ 単純段差 段差の高さ mm □ 手すり設置 浴室内外の高低差 mm □ の場合 またぎ高さ mm</p>	
	⑥ バルコニーの出入口の段差。ただし、接地階を有しない住戸にあっては、次に掲げるもの並びにバルコニーと踏み段(奥行きが300mm以上で幅が600mm以上であり、当該踏み段とバルコニーの端との距離が1,200mm以上であり、かつ、1段であるものに限る。以下同じ。)との段差及び踏み段とかまちとの段差で180mm以下の単純段差としたものに限る。	<p>□ 該当部位なし</p> <p>□ 段差なし</p> <p>□ 段差あるが左欄a～c許容範囲内 →</p> <p>□ 段差があり左欄a～c範囲を超える →</p>	<p>※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 段差の種類 □ 単純段差 □ またぎ段差 手すり設置 □ 設置済み □ 設置可能 □ なし 踏み段有無 □ なし □ 1段 □ 2段以上 踏み段寸法 奥行き mm 幅 mm かまちとバルコニーとの段差 mm 踏み段とかまちとの段差 mm バルコニーと踏み段との段差 mm 踏み段とバルコニー端との距離 mm</p>	
	□ 日常生活空間外の床が、段差のない構造であること。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。	<p>□ 基準範囲内で適合 →</p> <p>□ 基準範囲を超えて非適合 →</p>	<p>□ ①～⑥を除く日常生活空間外の床に段差なし</p> <p>□ ①～⑥該当なし</p> <p>□ ①～⑥該当あるが許容範囲内</p> <p>□ ①～⑥該当あり許容範囲を超えて非適合</p>	

(1)
段差※専用住戸
内部

住宅の規模、構造及び設備に関する基準		対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・該当ページ														
(2) 通路及び出入口の幅員 ※専用住戸 内部	イ 日常生活空間内の通路の有効な幅員が780mm(柱等の箇所にあっては750mm)以上であること。	<input type="checkbox"/> 該当部位なし <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄許容範囲内 → <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄範囲を超える →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 通路の有効幅員 mm 柱等の箇所の有効幅員 mm															
	ロ 日常生活空間内の出入口(バルコニーの出入口及び勝手口等の出入口を除く。)の幅員(玄関及び浴室の出入口については、開き戸にあっては建具の厚み、引き戸にあっては引き残しを勘案した通行上有効な幅員とし、玄関及び浴室以外の出入口については、軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。)が750mm(浴室の出入口にあっては600mm)以上であること。	<input type="checkbox"/> 左欄をみたして適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたさず非適合 →	出入口の有効幅員 mm 浴室出入口の有効幅員 mm															
(3) 階段 ※専用住戸 内部	住戸内の階段の各部の寸法が次の各式に適合していること。ただし、ホームエレベーターが設置されている場合にあっては、この限りではない イ 勾配が22/21以下であり、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であり、かつ、踏面の寸法が195mm以上であること。 ロ 跡込みが30mm以下であること。 ハ イに掲げる各部の寸法は、回り階段の部分においては、踏面の狭い方の端から300mmの位置における寸法とすること。ただし、次のいずれかに該当する部分にあっては、イの規定のうち各部の寸法に関するものは適用しないものとする。 ① 90度屈曲部分が下階の床から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分 ② 90度屈曲部分が踊場から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分 ③ 180度屈曲部分が4段で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が下から60度、30度、30度及び60度の順となる回り階段の部分	<input type="checkbox"/> 住戸内に階段はなく該当しない <input type="checkbox"/> 階段あるがホームエレベータも設置 <input type="checkbox"/> 階段があり左欄をみたして適合 → <input type="checkbox"/> 階段あるが左欄をみたさず非適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 勾配 / けあげの寸法 mm 踏面の寸法 mm ※(けあげ)x2+(踏面)= mm 跡込みの寸法 mm <input type="checkbox"/> 回り階段ではない <input type="checkbox"/> 以下に該当しない回り階段 <input type="checkbox"/> 屈曲部が左欄①に該当する回り階段 <input type="checkbox"/> 屈曲部が左欄②に該当する回り階段 <input type="checkbox"/> 屈曲部が左欄③に該当する回り階段															
	イ 手すりが、次の表の(い)項に掲げる空間ごとに、(ろ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、便所、浴室、玄関及び脱衣室にあっては、日常生活空間内に存するものに限る。 <table border="1"><thead><tr><th>(い)</th><th>(ろ)</th></tr><tr><th>空間</th><th>手すりの設置の基準</th></tr></thead><tbody><tr><td>階段</td><td>少なくとも片側(勾配が45度を超える場合にあっては両側)に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、この限りでない。</td></tr><tr><td>便所</td><td>立ち座りのためのものが設けられていること。</td></tr><tr><td>浴室</td><td>浴槽出入りのためのものが設けられていること。</td></tr><tr><td>玄関</td><td>上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのものが設置できるようになっていること。</td></tr><tr><td>脱衣所</td><td>衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。</td></tr></tbody></table> ロ 転落防止のための手すりが、次の表の(い)項に掲げる空間ごとに、(ろ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、外部の地面、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できない窓その他転落のおそれのないものについては、この限りでない。	(い)	(ろ)	空間	手すりの設置の基準	階段	少なくとも片側(勾配が45度を超える場合にあっては両側)に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、この限りでない。	便所	立ち座りのためのものが設けられていること。	浴室	浴槽出入りのためのものが設けられていること。	玄関	上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのものが設置できるようになっていること。	脱衣所	衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。	<input type="checkbox"/> 全空間で適合または該当しない <input type="checkbox"/> 部分的に非適合あり <input type="checkbox"/> 適合がない		
(い)	(ろ)																	
空間	手すりの設置の基準																	
階段	少なくとも片側(勾配が45度を超える場合にあっては両側)に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、この限りでない。																	
便所	立ち座りのためのものが設けられていること。																	
浴室	浴槽出入りのためのものが設けられていること。																	
玄関	上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのものが設置できるようになっていること。																	
脱衣所	衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。																	
(4) 手すり ※専用住戸 内部	イ 手すりが、次の表の(い)項に掲げる空間ごとに、(ろ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、外部の地面、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できない窓その他転落のおそれのないものについては、この限りでない。 <table border="1"><thead><tr><th>(い)</th><th>(ろ)</th></tr><tr><th>空間</th><th>手すりの設置の基準</th></tr></thead><tbody><tr><td>バルコニー</td><td>①腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。 ②腰壁の高さが300mm以上650mm未満の場合にあっては、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。 ③腰壁等の高さが300mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。</td></tr><tr><td>2階以上の窓</td><td>①窓台その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「窓台等」という。)の高さが650mm以上800mm未満の場合にあっては、床面から800mm(3階以上の窓にあっては1,100mm)以上の高さに達するように設けられていること。 ②窓台等の高さが300mm以上650mm未満の場合にあっては、窓台等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。 ③窓台等の高さが300mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。</td></tr></tbody></table>	(い)	(ろ)	空間	手すりの設置の基準	バルコニー	①腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。 ②腰壁の高さが300mm以上650mm未満の場合にあっては、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。 ③腰壁等の高さが300mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。	2階以上の窓	①窓台その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「窓台等」という。)の高さが650mm以上800mm未満の場合にあっては、床面から800mm(3階以上の窓にあっては1,100mm)以上の高さに達するように設けられていること。 ②窓台等の高さが300mm以上650mm未満の場合にあっては、窓台等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。 ③窓台等の高さが300mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。	<input type="checkbox"/> 住戸内に階段はなく該当しない <input type="checkbox"/> 階段あるがホームエレベータも設置 <input type="checkbox"/> 階段があり左欄をみたして適合 → <input type="checkbox"/> 階段あるが左欄をみたさず非適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 勾配 1 / 手すりの設置 <input type="checkbox"/> 片側 <input type="checkbox"/> 両側 手すりの踏面からの高さ mm							
(い)	(ろ)																	
空間	手すりの設置の基準																	
バルコニー	①腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。 ②腰壁の高さが300mm以上650mm未満の場合にあっては、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。 ③腰壁等の高さが300mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。																	
2階以上の窓	①窓台その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「窓台等」という。)の高さが650mm以上800mm未満の場合にあっては、床面から800mm(3階以上の窓にあっては1,100mm)以上の高さに達するように設けられていること。 ②窓台等の高さが300mm以上650mm未満の場合にあっては、窓台等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。 ③窓台等の高さが300mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。																	
ロ 転落防止のための手すりが、次の表の(い)項に掲げる空間ごとに、(ろ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、外部の地面、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できない窓その他転落のおそれのないものについては、この限りでない。	<input type="checkbox"/> 全空間で適合または該当しない <input type="checkbox"/> 部分的に非適合あり <input type="checkbox"/> 適合がない																	

住宅の規模、構造及び設備に関する基準			対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・該当ページ	
(4) 手すり ※専用住戸 内部	廊下 及び 階段 (開放されている側に限る)	<p>① 腰壁等の高さが650mm以上800mm未満の場合にあっては、床面(階段にあっては踏面の先端)から800mm以上の高さに達するように設けられていること。</p> <p>② 腰壁等の高さが650mm未満の場合にあっては、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。</p>	<input type="checkbox"/> 該当部位なし → <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄許容範囲内 → <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄をみたさない →	<input type="checkbox"/> 住戸内に開放廊下・階段なし <input type="checkbox"/> 存在するが外部からの高さ1m以下 <input type="checkbox"/> 存在するが非開閉窓など転落のおそれなし ※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 腰壁等の高さ mm 手すりの腰壁等からの高さ mm 手すりの床面からの高さ mm		
			<input type="checkbox"/> 該当部位なし <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄許容範囲内 → <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄をみたさない →	該当する手すり子の間隔 mm		
	ハ 転落防止のための手すりの手すり子で床面(階段にあっては踏面の先端)及び腰壁等又は窓台等(腰壁等又は窓台等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。		<input type="checkbox"/> 該当部位なし <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄許容範囲内 → <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄をみたさない →			
	(5) 部屋の配置	日常生活空間のうち、便所が特定寝室の存する階にであること。 ※専用住戸内部	<input type="checkbox"/> 住戸内に階の別はなく該当しない <input type="checkbox"/> 階の別はあるが同一階にあり、適合 <input type="checkbox"/> 同一階になく非適合			
(6) 便所及び 寝室 ※専用住戸 内部	イ 日常生活空間の便所が次のいずれかに掲げる基準に適合し、かつ、当該便所の便器が腰掛け式であること。	<p>① 長辺(軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。)が内法寸法で1,300mm以上であること。</p> <p>② 便器の前方又は側方について、便器と壁の距離(ドアの開放により確保できる部分又は軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。)が500mm以上であること。</p>	<input type="checkbox"/> 適合 → <input type="checkbox"/> 非適合	<input type="checkbox"/> 腰掛け式便器を使用		
			<input type="checkbox"/> 左欄をみたして適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたさず非適合 →	※以下、複数ある場合は最も厳しい状況を記入 長辺の内法寸法 mm		
	□ 特定寝室の面積が内法寸法で9㎡以上であること。	<input type="checkbox"/> 左欄をみたして適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたさず非適合 →	便器と壁の距離 mm			
			<input type="checkbox"/> 左欄をみたして適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたさず非適合 →	寝室の面積(内法寸法) m ²		
2 住宅の共用部分に係る基準						
(1) 共用廊下	住戸から建物出入口、共用施設、他住戸その他の日常的に利用する空間に至る少なくとも一の経路上に存する共用廊下が、次に掲げる基準に適合していること。		<input type="checkbox"/> 該当する共用廊下なし(長屋形式等) <input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合			
	イ 共用廊下の床が、段差のない構造であること。		<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 5mmを超える段差なく適合 <input type="checkbox"/> 5mmを超える段差があり非適合			
	□ 共用廊下の床に高低差が生じる場合にあっては、次に掲げる基準に適合していること。		<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 高低差あるが基準対応して適合 <input type="checkbox"/> 高低差あり基準未対応で非適合	<input type="checkbox"/> 共用廊下がない <input type="checkbox"/> 共用廊下に高低差がない		
	<p>① 勾配が1/12以下(高低差が80mm以下の場合にあっては1/8以下)の傾斜路が設けられているか、又は、当該傾斜路及び段が併設されていること。</p> <p>② 段が設けられている場合にあっては、当該段が(2)イの①から④までに掲げる基準※に適合していること。</p>		<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 左欄をみたして適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたさず非適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 生じた高低差 mm □ 傾斜路のみで対応 □ 傾斜路と段の併設で対応 (②に記述) 設けた傾斜路勾配 1 /		
	<p>※ (2)イ ①から④</p> <p>① 踏面が240mm以上であり、かつ、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であること。</p> <p>② 踏込みが30mm以下であること。</p> <p>③ 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。</p> <p>④ 手すりが、少なくとも片側に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。</p>		<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 けあげの寸法 mm 踏面の寸法 mm ※(けあげ)x2+(踏面)= mm 踏込みの寸法 mm		
	ハ 手すりが共用廊下(次の①及び②に掲げる部分を除く)の少なくとも片側に、かつ、床面からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。		<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 手すりを設置して適合 → <input type="checkbox"/> 手すりの設置がなく非適合	最上段食い込み □ なし <input type="checkbox"/> あり 最下段突出部分 □ なし <input type="checkbox"/> あり 手すりの設置 □ 片側 <input type="checkbox"/> 兩側 手すりの踏面からの高さ mm		
	<p>① 住戸その他の室の出入口、交差する動線がある部分その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分</p> <p>② エントランスホールその他手すりに沿って通行することが動線を著しく延長させる部分</p>		<input type="checkbox"/> 該当部位で手すり設置を回避した → <input type="checkbox"/> 該当部位はなく適用していない	手すり設置を回避した具体的箇所 :		
	<p>① 住戸その他の室の出入口、交差する動線がある部分その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分</p> <p>② エントランスホールその他手すりに沿って通行することが動線を著しく延長させる部分</p>		<input type="checkbox"/> 該当部位で手すり設置を回避した → <input type="checkbox"/> 該当部位はなく適用していない	手すり設置を回避した具体的箇所 :		

住宅の規模、構造及び設備に関する基準		対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・該当ページ
(1) 共用廊下	<p>ニ 直接外部に開放されている共用廊下(1階に存するものを除く。)にあっては、次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>① 転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては床面から1,100mm以上の高さに、腰壁等の高さが650mm未満の場合にあっては腰壁等から1,100mm以上の高さに設けられていること。</p> <p>② 転落防止のための手すりの手すり子で床面及び腰壁等(腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。</p>	<input type="checkbox"/> 該当部位なし → <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄許容範囲内 → <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄をみたしない →	<small>※複数ある場合は最も厳しい状況を記入</small> <input type="checkbox"/> 開放された共用廊下なし <input type="checkbox"/> 存在するが1階のため適用外 腰壁等の高さ mm 手すりの腰壁等からの高さ mm 手すりの床面からの高さ mm 該当する手すり子の間隔 mm	
(2) 主たる共用の階段	<p>次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>イ 次の①から④まで(住戸のある階においてエレベーターを利用できる場合にあっては、③及び④)に掲げる基準に適合していること。</p> <p>① 踏面が240mm以上であり、かつ、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であること。</p> <p>② 跡込みが30mm以下であること。</p> <p>③ 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。</p> <p>④ 手すりが、少なくとも片側に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。</p> <p>ロ 直接外部に開放されている主たる共用の階段にあっては、次に掲げる基準に適合していること。ただし、高さ1m以下の階段の部分については、この限りでない。</p> <p>① 転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては踏面の先端から1,100mm以上の高さに、腰壁等の高さが650mm未満の場合にあっては腰壁等から1,100mm以上の高さに設けられていること。</p> <p>② 転落防止のための手すりの手すり子で踏面の先端及び腰壁等(腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。</p>	<input type="checkbox"/> 該当する共用階段なし(平屋建て等) <input type="checkbox"/> 全適合 <input type="checkbox"/> 部分適合 <input type="checkbox"/> 非適合 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 左欄をみたして①②適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたさず①②非適合 → <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 左欄をみたして③④適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたさず③④非適合 → <input type="checkbox"/> 該当部位なし → <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄許容範囲内 → <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄をみたしない →	<small>①～④に適合</small> <input type="checkbox"/> 住戸階はエレベータ利用あり③及び④に適合 けあげの寸法 mm 踏面の寸法 mm ※(けあげ)x2+(踏面)= mm 跡込みの寸法 mm 最上段食い込み <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 最下段突出部分 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 手すりの設置 <input type="checkbox"/> 片側 <input type="checkbox"/> 兩側 手すりの踏面からの高さ mm 開放された廊下・階段なし <input type="checkbox"/> 存在するが外部からの高さ1m以下 腰壁等の高さ mm 手すりの腰壁等からの高さ mm 手すりの踏面先端からの高さ mm 該当する手すり子の間隔 mm	
(3) エレベーター	<p>住戸が建物出入口の存する階にある場合を除き、住戸からエレベーター又は共用の階段(1階分の移動に限る。)を利用して、建物出入口の存する階まで到達でき、…① かつ、エレベーターを利用せずに住戸から建物出入口に到達できる場合を除き、住戸からエレベーターを経て建物出入口に至る少なくとも一の経路上に存するエレベーター及びエレベーターホールが、次に掲げる基準に適合していること。…②</p> <p>イ エレベーター及びエレベーターホールの寸法が、次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>① エレベーターの出入口の有効な幅員が800mm以上であること。</p> <p>② エレベーターホールに一辺を1,500mmとする正方形の空間を確保できるものであること。</p> <p>ロ 建物出入口からエレベーターホールまでの経路上の床が、段差のない構造であること。</p>	<input type="checkbox"/> 該当部位なし(1)全住戸が出入口階(左の基準①) <input type="checkbox"/> 左2～3行目をみたして適合 → <input type="checkbox"/> 非適合 <input type="checkbox"/> 該当部位なし(2)EV使わず出入口 <input type="checkbox"/> イ～ハをみたす経路あり適合 <input type="checkbox"/> 非適合 <input type="checkbox"/> 該当部位なし(エレベータ非設置等) <input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 左欄をみたして適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたさず非適合 → <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 左欄をみたして適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたさず非適合 → <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 5mmを超える段差なく適合 <input type="checkbox"/> 5mmを超える段差があり非適合	←以下及びイ～ハ記入なしで可 <input type="checkbox"/> エレベータで出入口階に到達 <input type="checkbox"/> 1階分の階段で出入口階に到達 ←以下及びイ～ハ記入なしで可 エレベーター出入口の有効幅員 mm 確保できる正方形の一辺の長さ mm	

住宅の規模、構造及び設備に関する基準		対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・該当ページ
(3) エレベーター	ハ 建物出入口とエレベーターホールに高低差が生じる場合にあっては、次に掲げる基準に適合していること。	<input type="checkbox"/> 該当しない → <input type="checkbox"/> 高低差あるが基準対応して適合 <input type="checkbox"/> 高低差あり基準未対応で非適合	<input type="checkbox"/> エレベータ設備がない <input type="checkbox"/> 高低差がない	
	① 勾配が1/12以下の傾斜路及び段が併設されており、かつ、それぞれの有効な幅員が900mm以上であるか、又は、高低差が80mm以下で勾配が1/8以下の傾斜路若しくは勾配が1/15以下の傾斜路が設けられており、かつ、その有効な幅員が1,200mm以上であること。	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 左欄をみたさず非適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたして適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 生じた高低差 [] mm <input type="checkbox"/> 傾斜路と段の併設で対応 (③に記述) <input type="checkbox"/> 傾斜路のみで対応 設けた傾斜路勾配 1 / [] 設けた傾斜路有効幅員 [] mm	
	② 手すりが、傾斜路の少なくとも片側に、かつ、床面からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 手すりを設置して適合 → <input type="checkbox"/> 手すりの設置がなく非適合	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 手すりの設置 <input type="checkbox"/> 片側 <input type="checkbox"/> 両側 手すりの床面からの高さ [] mm	
	③ 段が設けられている場合にあっては、当該段が(2)イの①から④に掲げる基準※に適合していること。	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合	設けた傾斜路有効幅員 [] mm 設けた段の有効幅員 [] mm	
	※ (2)イ ①から④ ①踏面が240mm以上であり、かつ、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であること。 ②蹴込みが30mm以下であること。 ③最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。 ④手すりが、少なくとも片側に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 左欄をみたして①②適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたさず①②非適合 →	けあげの寸法 [] mm 踏面の寸法 [] mm ※(けあげ)x2+(踏面)= [] mm 蹴込みの寸法 [] mm	
		<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 左欄をみたして③④適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたさず③④非適合 →	最上段食い込み <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 最下段突出部分 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 手すりの設置 <input type="checkbox"/> 片側 <input type="checkbox"/> 両側 手すりの踏面からの高さ [] mm	

氏名	[印]	
資格	建築士免許の種類	登録番号
所属事務所	建築士事務所の名称	登録番号
住所		
電話		

以下の欄は、既に登録を受けている建物について、登録の更新の申請に際し、登録申請時から変更がない場合に限り使用してください。
 登録の更新を受けようとする建物の状況は、 年 月 日時点で、上記のとおりであることを誓約します。

作成者は、都道府県知事登録を行っている建築士事務所に所属する建築士に限ります。なお、応募時の共同申請者でなくても差し支えありません。

建築士資格の種類と登録番号を明記してください

建築士事務所の名称と所在地、電話番号等を明記してください

加齢対応構造等のチェックリスト

【国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第10条第1号から5号に規定する基準】

1. 新築又は改修の別

<input type="checkbox"/> 新築	<input checked="" type="checkbox"/> 改修
-----------------------------	--

※既存の建物の改良(用途の変更を伴うものを含む。)により整備されるサービス付き高齢者向け住宅に係る法第5条第1項の登録が行われる場合において、建築材料又は構造方法により、別紙2①に掲げる基準をそのまま適用することが適当でないと登録主体が認める場合に限り適用されます。

2. バリアフリー基準への対応状況

□のある欄は、該当するものを
■に置き換えてください

□を■に置き換えてください
自由欄はなるべく具体的に記述してください

添付資料の
対応箇所等

住宅の規模、構造及び設備に関する基準	対応の状況		計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・該当ページ
A 【国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第10条第1号から4号に規定する基準】				
一 床は、原則として段差のない構造のものであること。	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合	B(国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第10条第5号に規定する基準)の1(1)、2(1)記載参照	
二 居住部分内の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。			Bの1(2)記載参照	
T≥19.5 (T:踏面の寸法)	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合		
R÷T≤22÷21 (R:けあげの寸法)	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合		
55≤T+2R≤65	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合	Bの2(2)記載参照	
三 主たる共用の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。				
T≥24 (T:踏面の寸法)	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合		
55≤T+2R≤65 (R:けあげの寸法)	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合		
四 便所、浴室及び居住部分内の階段には、手すりを設けること。			Bの1(3)記載参照	
便所	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合		
浴室	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合		
居住部分内の階段	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合		

住宅の規模、構造及び設備に関する基準		対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・該当ページ												
B【国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第10条第5号に規定する基準】																
1 住宅の専用部分に係る基準																
(1) 段差 ※専用住戸 内部	<p>イ 日常生活空間(高齢者の利用を想定する一の主たる便所、浴室、玄関、脱衣室、洗面所、寝室(以下「特定寝室」という。)、食事室、特定寝室の存する階(接地階(地上階のうち最も低い位置に存する階をいう。)を除く。)にあるバルコニー又は特定寝室の存する階にある全ての居室及びこれらを結ぶ一の主たる経路をいう。以下同じ。)内の床が、段差のない構造(5mm以下の段差が生じるものも含む。以下同じ。)であること。 ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>① 玄関の出入口の段差</td></tr> <tr><td>② 玄関の上がりかまちの段差</td></tr> <tr><td>③ 勝手口その他屋外に面する開口部(玄関を除く。)の出入口及び上がりかまちの段差</td></tr> <tr><td>④ バルコニーの出入口の段差</td></tr> <tr><td>⑤ 浴室の出入口の段差</td></tr> <tr><td>⑥ 室内又は室の部分の床とその他の部分の床の90mm以上の段差</td></tr> </table>	① 玄関の出入口の段差	② 玄関の上がりかまちの段差	③ 勝手口その他屋外に面する開口部(玄関を除く。)の出入口及び上がりかまちの段差	④ バルコニーの出入口の段差	⑤ 浴室の出入口の段差	⑥ 室内又は室の部分の床とその他の部分の床の90mm以上の段差	<input type="checkbox"/> 全ての床に5mm超の段差なく適合 <input type="checkbox"/> ①～⑥以外に5mm超の段差なく適合 <input type="checkbox"/> ①～⑥以外にも5mm超の段差あり非適合	<input type="checkbox"/> ①～⑥を除く日常生活空間の床に、5mm高を超える段差が生じない <input type="checkbox"/> ①～⑥該当なし <input type="checkbox"/> ①～⑥の該当部あり							
① 玄関の出入口の段差																
② 玄関の上がりかまちの段差																
③ 勝手口その他屋外に面する開口部(玄関を除く。)の出入口及び上がりかまちの段差																
④ バルコニーの出入口の段差																
⑤ 浴室の出入口の段差																
⑥ 室内又は室の部分の床とその他の部分の床の90mm以上の段差																
(2) 階段 ※専用住戸 内部	<p>住戸内の階段の各部の寸法が、次に掲げる基準に適合していること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、この限りでない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>イ 勾配が22/21以下であり、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であり、かつ、踏面の寸法が195mm以上であること。</td></tr> <tr><td>ロ 跳込みが30mm以下であること。</td></tr> <tr><td>ハ イに掲げる各部の寸法は、回り階段の部分においては、踏面の狭い方の端から300mmの位置における寸法とすること。ただし、次のいずれかに該当する部分にあっては、イの規定のうち各部の寸法に関するものは適用しないものとする。</td></tr> <tr><td>① 90度屈曲部分が下階の床から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分</td></tr> <tr><td>② 90度屈曲部分が踊場から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分</td></tr> <tr><td>③ 180度屈曲部分が4段で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が下から60度、30度、30度及び60度の順となる回り階段の部分</td></tr> </table>	イ 勾配が22/21以下であり、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であり、かつ、踏面の寸法が195mm以上であること。	ロ 跳込みが30mm以下であること。	ハ イに掲げる各部の寸法は、回り階段の部分においては、踏面の狭い方の端から300mmの位置における寸法とすること。ただし、次のいずれかに該当する部分にあっては、イの規定のうち各部の寸法に関するものは適用しないものとする。	① 90度屈曲部分が下階の床から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分	② 90度屈曲部分が踊場から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分	③ 180度屈曲部分が4段で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が下から60度、30度、30度及び60度の順となる回り階段の部分	<input type="checkbox"/> 住戸内に階段はなく該当しない <input type="checkbox"/> 階段あるがホームエレベータも設置 <input type="checkbox"/> 階段があり左欄をみたして適合 → <input type="checkbox"/> 階段あるが左欄をみたさず非適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 勾配 けあげの寸法 mm 踏面の寸法 mm $\text{※(けあげ)} \times 2 + (\text{踏面}) = \boxed{\text{寸法}} \text{ mm}$ 跳込みの寸法 mm							
イ 勾配が22/21以下であり、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であり、かつ、踏面の寸法が195mm以上であること。																
ロ 跳込みが30mm以下であること。																
ハ イに掲げる各部の寸法は、回り階段の部分においては、踏面の狭い方の端から300mmの位置における寸法とすること。ただし、次のいずれかに該当する部分にあっては、イの規定のうち各部の寸法に関するものは適用しないものとする。																
① 90度屈曲部分が下階の床から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分																
② 90度屈曲部分が踊場から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分																
③ 180度屈曲部分が4段で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が下から60度、30度、30度及び60度の順となる回り階段の部分																
(3) 手すり ※専用住戸 内部	<p>イ 手すりが、次の表の空間の項に掲げる場所ごとに、それぞれ手すりの設置の基準の項に掲げる基準に適合していること。ただし、便所、浴室、玄関及び脱衣室にあっては、日常生活空間内に存するものに限る。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>空間</th> <th>手すりの設置の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>階段</td> <td>少なくとも片側(勾配が45度を超える場合にあっては両側)に設けられていること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、この限りでない。</td> </tr> <tr> <td>便所</td> <td>立ち座りのためのものが設けられていること。</td> </tr> <tr> <td>浴室</td> <td>浴槽出入りのためのもの又は浴室での姿勢保持のためのものが設けられていること。</td> </tr> <tr> <td>玄関</td> <td>上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのものが設置できるようになっていること。</td> </tr> <tr> <td>脱衣所</td> <td>衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。</td> </tr> </tbody> </table>	空間	手すりの設置の基準	階段	少なくとも片側(勾配が45度を超える場合にあっては両側)に設けられていること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、この限りでない。	便所	立ち座りのためのものが設けられていること。	浴室	浴槽出入りのためのもの又は浴室での姿勢保持のためのものが設けられていること。	玄関	上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのものが設置できるようになっていること。	脱衣所	衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。	<input type="checkbox"/> 全空間で適合または該当しない <input type="checkbox"/> 部分的に非適合あり <input type="checkbox"/> 適合がない		
空間	手すりの設置の基準															
階段	少なくとも片側(勾配が45度を超える場合にあっては両側)に設けられていること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、この限りでない。															
便所	立ち座りのためのものが設けられていること。															
浴室	浴槽出入りのためのもの又は浴室での姿勢保持のためのものが設けられていること。															
玄関	上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのものが設置できるようになっていること。															
脱衣所	衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。															
		<input type="checkbox"/> 住戸内に階段はなく該当しない <input type="checkbox"/> 階段あるがホームエレベータも設置 <input type="checkbox"/> 階段があり左欄をみたして適合 → <input type="checkbox"/> 階段あるが左欄をみたさず非適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 勾配 1/ 手すりの設置 <input type="checkbox"/> 片側 <input type="checkbox"/> 両側 手すりの踏面からの高さ mm													
		<input type="checkbox"/> 設置済みで適合 <input type="checkbox"/> 左欄をみたさず非適合														
		<input type="checkbox"/> 住戸内に浴室はなく該当しない <input type="checkbox"/> 設置済みで適合 <input type="checkbox"/> 左欄をみたさず非適合														
		<input type="checkbox"/> 昇降を要する段差がなく、靴の履き替えも必要としないため該当しない <input type="checkbox"/> 設置済みで適合 <input type="checkbox"/> 下地処理があり適合 <input type="checkbox"/> 左欄をみたさず非適合														
		<input type="checkbox"/> 住戸内に脱衣室はなく該当しない <input type="checkbox"/> 設置済みで適合 <input type="checkbox"/> 下地処理があり適合 <input type="checkbox"/> 左欄をみたさず非適合														

住宅の規模、構造及び設備に関する基準		対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・該当ページ						
(3) 手すり ※専用住戸 内部	<p>□ 転落防止のための手すりか、次の表の空間の項に掲げる場所ごとに、それぞれ手すりの設置の基準の項に掲げる基準に適合していること。ただし、外部の地面、床等からの高さが1m以下の範囲にあるものその他転落のおそれのないものに設置されている手すりについては、この限りでない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>空間</th> <th>手すりの設置の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バルコニー</td> <td> ① 腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。 ② 腰壁の高さが300mm以上650mm未満の場合にあっては、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。 ③ 腰壁等の高さが300mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。 </td> </tr> <tr> <td>ハ 個室</td> <td>ハ 転落防止のための手すりの手すり子であって、床面、腰壁等又は窓台その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「窓台等」という。)(腰壁等又は窓台等にあっては、その高さが650mm未満のものに限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。 </td> </tr> </tbody> </table>	空間	手すりの設置の基準	バルコニー	① 腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。 ② 腰壁の高さが300mm以上650mm未満の場合にあっては、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。 ③ 腰壁等の高さが300mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。	ハ 個室	ハ 転落防止のための手すりの手すり子であって、床面、腰壁等又は窓台その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「窓台等」という。)(腰壁等又は窓台等にあっては、その高さが650mm未満のものに限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。	<input type="checkbox"/> 該当部位なし <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄許容範囲内 → <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄をみたさない →	<input type="checkbox"/> 住戸内に開放された廊下・階段なし <input type="checkbox"/> 存在するが外部からの高さ1m以下 ※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 腰壁等の高さ mm 手すりの腰壁等からの高さ mm 手すりの床面からの高さ mm	
空間	手すりの設置の基準									
バルコニー	① 腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。 ② 腰壁の高さが300mm以上650mm未満の場合にあっては、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。 ③ 腰壁等の高さが300mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。									
ハ 個室	ハ 転落防止のための手すりの手すり子であって、床面、腰壁等又は窓台その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「窓台等」という。)(腰壁等又は窓台等にあっては、その高さが650mm未満のものに限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。									
(4) 部屋の配置	日常生活空間のうち、便所及び特定寝室が同一階に配置されていること。 ※専用住戸内部	<input type="checkbox"/> 該当部位なし <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄許容範囲内 → <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄をみたさない →	<input type="checkbox"/> 住戸内に階の区別はなく該当しない <input type="checkbox"/> 階の別あるが同一階 <input type="checkbox"/> 同一階になく非適合							

2 住宅の共用部分に係る基準

(1) 共用廊下	住戸から建物出入口、共用施設、他住戸その他の日常的に利用する空間に至る少なくとも一の経路上に存する共用廊下が、次に掲げる基準に適合していること。	<input type="checkbox"/> 該当する共用廊下なし(長屋形式等) <input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合		
	イ 共用廊下が、次に掲げる基準に適合していること。			
	① 次のいずれかに該当すること。			
	a 共用廊下の床が、段差のない構造であること。	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 5mmを超える段差なく適合 <input type="checkbox"/> 5mmを超える段差があり非適合		
	b 共用廊下の床に高低差が生じる場合にあっては、次に掲げる基準に適合していること。	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 高低差あるが基準対応して適合 <input type="checkbox"/> 高低差あり基準未対応で非適合	<input type="checkbox"/> 共用廊下がない <input type="checkbox"/> 共用廊下に高低差がない	
	i 勾配が1/12以下(高低差が80mm以下の場合にあっては、1/8以下)の傾斜路が設けられている又は、当該傾斜路及び段が併設されていること。	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 左欄をみたして適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたさず非適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 生じた高低差 mm <input type="checkbox"/> 傾斜路のみで対応 <input type="checkbox"/> 傾斜路と段の併設で対応 (iiに記述) 設けた傾斜路勾配 1 /	
	ii 段が設けられている場合にあっては、当該段が(2)iに掲げる基準※に適合していること。	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 けあげの寸法 mm 踏面の寸法 mm ※(けあげ)x2+(踏面)= mm 跳込みの寸法 mm	
	※ (2)i ①から④	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 左欄をみたして①②適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたさず①②非適合 →	最上段食い込み <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 最下段突出部分 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 手すりの設置 <input type="checkbox"/> 片側 <input type="checkbox"/> 兩側	
	② 手すりが共用廊下(次のa及びbに掲げる部分を除く。)の少なくとも片側に設けられていること。	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 手すりを設置して適合 → <input type="checkbox"/> 手すりの設置がなく非適合	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 手すりの設置 <input type="checkbox"/> 片側 <input type="checkbox"/> 兩側	
	a 住戸その他の室の出入口、交差する動線がある部分その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分	<input type="checkbox"/> 該当部位で手すり設置を回避した → <input type="checkbox"/> 該当部位はなく適用していない	手すり設置を回避した具体的箇所 :	
	b エントランスホールその他手すりに沿って通行することが動線を著しく延長させる部分	<input type="checkbox"/> 該当部位で手すり設置を回避した → <input type="checkbox"/> 該当部位はなく適用していない	手すり設置を回避した具体的箇所 :	

住宅の規模、構造及び設備に関する基準		対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・該当ページ
(1) 共用廊下	<p><input type="checkbox"/> 直接外部に開放されている共用廊下(1階に存するものを除く。)にあっては、次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>① 転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては床面から1,100mm以上の高さに、腰壁等の高さが650mm未満の場合にあっては腰壁等から1,100mm以上の高さに設けられていること。</p> <p>② 転落防止のための手すりの手すり子であって、床面又は腰壁等(その高さが650mm未満のものに限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。</p>	<p><input type="checkbox"/> 該当部位なし →</p> <p><input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄許容範囲内 →</p> <p><input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄をみたさない →</p>	<p><input type="checkbox"/> 開放された共用廊下なし</p> <p><input type="checkbox"/> 存在するが1階のため適用外</p> <p>腰壁等の高さ mm</p> <p>手すりの腰壁等からの高さ mm</p> <p>手すりの床面からの高さ mm</p> <p>該当する手すり子の間隔 mm</p>	
(2) 主たる共用の階段	<p>次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>イ 次の①から④まで(住戸のある階においてエレベーターを利用する場合にあっては、③及び④)に掲げる基準に適合していること。</p> <p>① 踏面が240mm以上であり、かつ、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であること。</p> <p>② 蹴込みが30mm以下であること。</p> <p>③ 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。</p> <p>④ 手すりが、少なくとも片側に設けられていること。</p> <p>□ 直接外部に開放されている主たる共用の階段にあっては、次に掲げる基準に適合していること。ただし、その高さが1m以下の階段の部分については、この限りでない。</p> <p>① 転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては踏面の先端から1,100mm以上の高さに、腰壁等の高さが650mm未満の場合にあっては腰壁等から1,100mm以上の高さに設けられていること。</p> <p>② 転落防止のための手すりの手すり子であって、踏面の先端又は腰壁等(その高さが650mm未満のものに限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。</p>	<p><input type="checkbox"/> 該当する共用階段なし(平屋建て等)</p> <p><input type="checkbox"/> 全適合 <input type="checkbox"/> 部分適合 <input type="checkbox"/> 非適合</p> <p><input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合</p> <p><input type="checkbox"/> 左欄をみたして①②適合 →</p> <p><input type="checkbox"/> 左欄をみたさず①②非適合 →</p> <p><input type="checkbox"/> 左欄をみたして③④適合 →</p> <p><input type="checkbox"/> 左欄をみたさず③④非適合 →</p> <p><input type="checkbox"/> 該当部位なし</p> <p><input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄許容範囲内 →</p> <p><input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄をみたさない →</p>	<p><input type="checkbox"/> ①～④に適合</p> <p><input type="checkbox"/> 住戸階はエレベータ利用あり③及び④に適合</p> <p>けあげの寸法 mm</p> <p>踏面の寸法 mm</p> <p>※(けあげ)x2+(踏面)= mm</p> <p>蹴込みの寸法 mm</p> <p>最上段食い込み <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり</p> <p>最下段突出部分 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり</p> <p>手すりの設置 <input type="checkbox"/> 片側 <input type="checkbox"/> 両側</p> <p>開放された廊下・階段なし</p> <p>存在するが外部からの高さ1m以下</p> <p>腰壁等の高さ mm</p> <p>手すりの腰壁等からの高さ mm</p> <p>手すりの踏面先端からの高さ mm</p> <p>該当する手すり子の間隔 mm</p>	

本書類の作成者	氏名		印	
	資格	建築士免許の種類	登録番号	
		建築士事務所の名称	登録番号	
	所属事務所	住所		
		電話		

以下の欄は、既に登録を受けている建物について、登録の更新の申請に際し、登録申請時から変更がない場合に限り使用してください。
 登録の更新を受けようとする建物の状況は、 年 月 日時点で、上記のとおりであることを誓約します。

作成者は、都道府県知事登録を行っている建築士事務所に所属する建築士に限ります。なお、応募時の共同申請者でなくとも差し支えありません。

建築士資格の種類と登録番号を明記してください。

建築士事務所の名称と所在地、電話番号等を明記してください。

別紙3

登録事項等についての説明（高齢者住まい法第17条関係）

○年○月○日

登録事項等についての説明

貸主(甲)	住所	○	○	○	○	印
	氏名	○	○	○	○	印
代理人	住所	○	○	○	○	印
	氏名	○	○	○	○	印

サービス付き高齢者向け住宅への入居に係る契約を締結するに当たり、高齢者の居住の安定確保に関する法律第17条に基づき、以下の事項について、書面を交付して説明します。

1. サービス付き高齢者向け住宅の名称及び所在地

住宅の名称	(ふりがな) _____					
所在地	(住居表示) _____					
利用交通手段	<input type="checkbox"/> 1.電車(線 駅から で 分) <input type="checkbox"/> 2.その他()					
住宅に関する権原	<input type="checkbox"/> 1.所有権	<input type="checkbox"/> 2. 賃借権	<input type="checkbox"/> 3. 使用貸借による権利	期間	年 月	日から 年 月 日まで
施設に関する権原	<input type="checkbox"/> 1.所有権	<input type="checkbox"/> 2. 賃借権	<input type="checkbox"/> 3. 使用貸借による権利	期間	年 月	日から 年 月 日まで
敷地に関する権原	<input type="checkbox"/> 1.所有権	<input type="checkbox"/> 2. 地上権	<input type="checkbox"/> 3. 賃借権	<input type="checkbox"/> 4. 使用貸借による権利	期間	年 月 日から 年 月 日まで

注)住居表示が決まっていない場合は、地名地番を記載すること。

2. サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者

法人・個人の別	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人
商号、名称 又は氏名	(ふりがな) _____
住 所 (法人にあっては 主たる事務所の所 在地)	(郵便番号) 電話番号
法人の役員	別添 1 のとおり
法定代理人 (未成年の個人 である場合)	(ふりがな) 商号、名称、又は氏名 住所(法人 にあって は主たる 事務所の 所在地) 電話番号
法人の役員	別添 2 のとおり

3. サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者の事務所

事務所の名称	(ふりがな)
事務所の所在地	(郵便番号) 電話番号

4. サービス付き高齢者向け住宅の戸数、規模並びに構造及び設備

住宅戸数	登録申請対象戸数	戸	
居住部分の規模	(最小)	m^2	詳細については、別添 3 のとおり
	(最大)	m^2	
構造及び設備	共同利用設備	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	階 数 階建
	構 造	造	
竣工の年月	年 月 日		
加齢対応構造等	<input type="checkbox"/> 登録基準に適合している		
	<input type="checkbox"/> エレベーターを備えている		
	<input type="checkbox"/> 緊急通報装置を備えている		

5. サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期(居住の用に供する前である場合)

入居契約の別	<input type="checkbox"/> 賃貸借契約 <input type="checkbox"/> その他
入居契約が賃貸借契約でない場合には、その旨	
終身賃貸事業者の事業の認可	<input type="checkbox"/> 法第52条の認可を受けている
入居者の資格	次の①又は②に該当する者である。 ①単身高齢者世帯 <input type="checkbox"/> ②高齢者十同居者（配偶者 / 60歳以上の親族 / 要介護認定又は要支援認定を受けている60歳未満の親族 / 特別な理由により同居させる必要があると知事が認める者） （「高齢者」とは、60歳以上の者又は要介護認定若しくは要支援認定を受けている60歳未満の者をいう。）
入居契約の内容	別添入居契約書のとおり

※以下は、入居の用に供する前である場合に限り記入すること。

入居開始時期	年 月 日から
--------	---------

6. サービス付き高齢者向け住宅において提供される高齢者生活支援サービス及び入居者から受領する金銭

高齢者生活支援サービス	サービスの種類	提供形態			提供の対価(概算・月額)	詳細については、別添 4 のとおり							
	状況把握 生活相談	<input type="checkbox"/> 自ら <input type="checkbox"/> 委託			約 円								
	食事の提供	<input type="checkbox"/> 自ら <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 提供しない			約 円								
	入浴等の介護	<input type="checkbox"/> 自ら <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 提供しない			約 円								
	調理等の家事	<input type="checkbox"/> 自ら <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 提供しない			約 円								
	健康の維持増進	<input type="checkbox"/> 自ら <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 提供しない			約 円								
その他		<input type="checkbox"/> 自ら <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 提供しない			約 円								
家賃の概算額	(最低)	約 円		住戸ごとの内容は別添 3 のとおり									
	(最高)	約 円											
共益費の概算額	(最低)	約 円											
	(最高)	約 円											
敷金の概算額	(最低)	約 円		家賃の 月分									
	(最高)	約 円											
前払金※の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし												
家賃等の前払金の概算額	(最低)	約 円		(最高)	約 円								
家賃等の前払金の算定の基礎	家賃												
	サービス提供の対価												
返還額の算定方法													
家賃等の前払金の返還債務が消滅するまでの期間	年 月 日まで												
家賃等の前払金の返還額の推移	(※原則として入居契約に定めた契約の始期を起算日とする。)												
前払金の保全措置の内容	<input type="checkbox"/> 銀行による債務の保証		<input type="checkbox"/> 信託会社等による元本補てん又は信託										
	<input type="checkbox"/> 保険事業者による保証保険		<input type="checkbox"/> その他()										
特定施設入居者生活介護事業所	<input type="checkbox"/> 指定を受けている												
	<input type="checkbox"/> 指定を受けていない												
地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	<input type="checkbox"/> 指定を受けている												
	<input type="checkbox"/> 指定を受けていない												
介護予防特定施設入居者生活介護事業所	<input type="checkbox"/> 指定を受けている												
	<input type="checkbox"/> 指定を受けていない												
介護サービス情報	(特定施設入居者生活介護事業者、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所若しくは介護予防特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けている場合には、別紙により、介護保険法第115条の35第1項に規定する介護サービス情報を示す。)												

※前払金とは、終身又は入居契約の期間にわたって受領すべき家賃等の全部又は一部を一括して受領する場合をいう。

7. サービス付き高齢者向け住宅の管理の方法等

管理の方式	<input type="checkbox"/> 自ら管理 <input type="checkbox"/> 管理業務を委託
委託する業務 の内容 (契約事項)	
管理業務の委託先	
商号、名称 又は氏名	(ふりがな) _____
住 所 (法人にあっては 主たる事務所の所在地)	(郵便番号) 電話番号
修繕計画	
計画策定の 有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
大規模修繕の 実施予定	頃実施予定
その他計画的 な修繕予定	

8. サービス付き高齢者向け住宅と併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設（該当する場合のみ）

施設の名称	提供されるサービスの概要	事業所の場所
		<input type="checkbox"/> 同一の建築物内 <input type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地
		<input type="checkbox"/> 同一の建築物内 <input type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地
		<input type="checkbox"/> 同一の建築物内 <input type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地
		<input type="checkbox"/> 同一の建築物内 <input type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地

9. 高齢者居宅生活支援事業を行う者との連携及び協力（該当する場合のみ）

連携又は協力の相手方	
事業所の名称	(ふりがな) _____
事業所の所在地	(郵便番号) 電話番号
連携又は協力 の内容	

10. 登録の申請が基本方針(及び高齢者居住安定確保計画)に照らして適切なものである旨

--

上記につきまして、高齢者の居住の安定確保に関する法律第17条に基づく書面による説明を受けました。

○年○月○日
借主(乙) 住所
氏名 ○ ○ ○ ○ 印

役 員 名 簿

(ふりがな) 氏 名	役名等

法第6条第1項第3号に該当する者を全て記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載し、その書面をこの書面の次に添付すること。

役 員 名 簿

(ふりがな) 氏 名	役名等

法第6条第1項第4号の役員に該当する者を全て記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載し、その書面をこの書面の次に添付すること。

別添 3

住宅の規模並びに構造及び設備等

1. 専用部分の規模並びに構造及び設備等

住棟番号	専用部分の床面積 (m ²)	構造及び設備※						住戸数 (戸)	住戸番号 (該当するものを全て記載)	月額家賃 (概算額) (円)
		完備	便所	洗面	浴室	台所	収納			

注 1) 住戸の規模並びに設備及び構造のタイプ別にまとめて記載すること。

注 2) 設備及び構造欄の『完備』は、各戸に便所、洗面、浴室、台所及び収納の全てを備えるものを表す。

※有りの場合は、○、無しの場合は×を記載すること。完備の場合は、完備を含め全ての欄に○を記載すること。

2. 共同利用設備等

設備等	整備箇所数	合計床面積 (m ²)	整備箇所	想定利用戸数 (戸)	備考
浴室					
台所					
食堂					
居間					
収納設備					

注) 整備箇所は、添付図面との対応関係を明確に記載すること。

別添 4

1. 状況把握及び生活相談サービスの内容

提供形態		<input type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する		<input type="checkbox"/> 委託する	
委託する場合の委託先	商号、名称又は氏名	(ふりがな) _____			
	住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号) 電話番号			
サービスを提供する法人等の別	<input type="checkbox"/> 医療法人		<input type="checkbox"/> 指定居宅介護支援事業者		
	<input type="checkbox"/> 社会福祉法人		<input type="checkbox"/> 指定介護予防サービス事業者		
	<input type="checkbox"/> 指定居宅サービス事業者		<input type="checkbox"/> 指定介護予防支援事業者		
	<input type="checkbox"/> 指定地域密着型サービス事業者		<input type="checkbox"/> 上記以外の法人等		
サービスを提供する者的人数	<input type="checkbox"/> 医師	人員 人	<input type="checkbox"/> 社会福祉士	人員 人	
	<input type="checkbox"/> 看護師	人員 人	<input type="checkbox"/> 介護支援専門員	人員 人	
	<input type="checkbox"/> 准看護師	人員 人	<input type="checkbox"/> 養成研修修了者	人員 人	
	<input type="checkbox"/> 介護福祉士	人員 人	<input type="checkbox"/> 上記以外の職員	人員 人	
常駐する場所	<input type="checkbox"/> 同一の敷地内		<input type="checkbox"/> 隣接する土地		
	<input type="checkbox"/> 近接する土地 (所在地)				
常駐する日	<input type="checkbox"/> 365日対応 <input type="checkbox"/> 次の期間を除く()				
常駐する時間	日中	時 分	～	時 分	人員 人
	上記以外の時間	時 分	～	時 分	人員 人
毎日1回以上の状況把握サービスの提供方法					毎日 回
	<input type="checkbox"/> 入居者から居住部分への訪問を希望する旨の申出があった場合は、当該居住部分への訪問 (近接する土地に常駐する場合のみ)				
緊急通報サービスの内容	提供時間	常駐する日	時 分	～	時 分
		上記以外の日	<input type="checkbox"/> 24時間		
	通報方法				
通報先				通報先から住宅までの到着予定時間 分	
サービス提供の対価(概算額)	月額	約 円	前払金の算定方法		
	前払金	約 円			
備考					

*サービス提供の対価を月額で設定していない場合は、30日間利用した場合の金額を記載すること。

2. 食事の提供サービスの内容(該当する場合のみ)

提供形態	<input type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する <input type="checkbox"/> 委託する									
委託する場合の委託先	商号、名称又は氏名	(ふりがな)-----								
	住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号) 電話番号								
	住所 (法人にあっては本業務に係る事業所の所在地)	(郵便番号) 電話番号								
食事提供を行う場所	<input type="checkbox"/> 食堂 <input type="checkbox"/> 各居住部分 <input type="checkbox"/> その他()									
提供方法	提供日	<input type="checkbox"/> 365日対応 <input type="checkbox"/> その他()								
	内容	<input type="checkbox"/> 3食 <input type="checkbox"/> 入居者が選択 <input type="checkbox"/> 次の食事は提供しない()								
	調理等	<input type="checkbox"/> 廚房で調理 <input type="checkbox"/> 配食サービスを利用 <input type="checkbox"/> その他()								
サービス提供の対価(概算額)	月額※	約	円	内訳	朝食	円	昼食	円	夕食	円
	前払金	約	円	前払金の算定方法						
備考										

※サービス提供の対価を月額で設定していない場合は、30日間利用した場合の金額を記載すること。

3. 入浴、排せつ、食事等の介護サービスの内容(該当する場合のみ)

提供形態		<input type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する			<input type="checkbox"/> 委託する
委託する場合の委託先	商号、名称又は氏名	(ふりがな) _____			
	住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号) 電話番号			
	住所 (法人にあっては本業務に係る事業所の所在地)	(郵便番号) 電話番号			
提供方法	提供日	<input type="checkbox"/> 365日対応 <input type="checkbox"/> その他()			
	内容	<input type="checkbox"/> 入浴介護 <input type="checkbox"/> 排せつ介護 <input type="checkbox"/> 食事介護			
		<input type="checkbox"/> その他 ()			
サービス提供の対価(概算額)	月額	約 円	前払金の 算定方法		
	前払金	約 円			
備考					

4. 調理、洗濯、掃除等の家事サービスの内容(該当する場合のみ)

提供形態		<input type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する			<input type="checkbox"/> 委託する
委託する場合の委託先	商号、名称又は氏名	(ふりがな) _____			
	住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号) 電話番号			
	住所 (法人にあっては本業務に係る事業所の所在地)	(郵便番号) 電話番号			
提供方法	提供日	<input type="checkbox"/> 365日対応 <input type="checkbox"/> その他()			
	内容	<input type="checkbox"/> 調理 <input type="checkbox"/> 洗濯 <input type="checkbox"/> 掃除			
		<input type="checkbox"/> その他 ()			
サービス提供の対価(概算額)	月額	約 円	前払金の 算定方法		
	前払金	約 円			
備考					

5. 健康の維持増進サービスの内容(該当する場合のみ)

提供形態		<input type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する			<input type="checkbox"/> 委託する
委託する場合の委託先	商号、名称又は氏名	(ふりがな) _____			
	住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号) _____ 電話番号 _____			
	住所 (法人にあっては本業務に係る事業所の所在地)	(郵便番号) _____ 電話番号 _____			
提供方法	提供日	<input type="checkbox"/> 365日対応 <input type="checkbox"/> その他()			
	内容	<input type="checkbox"/> 健康相談 <input type="checkbox"/> 血圧等の測定 <input type="checkbox"/> 定期検診 <input type="checkbox"/> 通院等の付き添い <input type="checkbox"/> その他()			
サービス提供の対価(概算額)	月額	約	円	前払金の算定方法	
	前払金	約	円		
備考					

6. その他のサービスの内容(該当する場合のみ)

提供形態		<input type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する			<input type="checkbox"/> 委託する
委託する場合の委託先	商号、名称又は氏名	(ふりがな) _____			
	住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号) _____ 電話番号 _____			
	住所 (法人にあっては本業務に係る事業所の所在地)	(郵便番号) _____ 電話番号 _____			
提供方法	提供日	<input type="checkbox"/> 365日対応 <input type="checkbox"/> その他()			
サービス提供の対価(概算額)	月額	約	円	前払金の算定方法	
	前払金	約	円		
備考					